

(3年保存)

組 指 第 345 号

平成 18 年 9 月 1 日

日本赤十字社
各都道府県支部事務局長様

日本赤十字社
総務局長（公印省略）

海外救援金に対する紺綬褒章授与の取り扱いについて

日本赤十字社に対して事業資金として高額の寄付金を寄せられた個人又は法人・団体に対しては、その功績をたたえるため、褒章条例による紺綬褒章及び褒状が授与されることとなっておりますが、海外で発生した災害や紛争の被災者に対する救援活動に際して募集する海外救援金については、日本赤十字社の特有事例であり、また従来、贈呈対象者が少なかったことから紺綬褒章（状）授与の対象外として取り扱われておりました。しかしながら、平成 16 年 12 月に発生したスマトラ島沖地震・津波災害に際しては、これまでにない件数の高額の海外救援金が個人や法人・団体から寄せられたことから、内閣府による特例措置として、紺綬褒章（状）が授与されたところであります。

近年海外での大規模災害の多発に際して多額の海外救援金を拠出する方々が増大していること、また、海外救援金が現に厚生労働大臣感謝状の贈呈対象となっており、同じ国の表彰制度として整合性に欠ける面がありました。このため、海外救援金に対する紺綬褒章（状）の適用について、予てより関係省庁へ要望しておりましたが、今般、内閣府の了承が得られ、日本赤十字社への海外救援金としての寄付金についてはジャワ島中部地震災害救援金など寄付収納手続きを完了した日から起算して 1 年以内のものについては遡及して適用されることになりましたので、ご了知願います。

また、このことに伴い、海外救援金の協力者に対する紺綬褒章（状）の授与にかかる候補者の推薦手続き等については下記のとおり取り扱うこととしたのでよろしくお願ひします。

記

1. 紺綬褒章（状）の授与の要件等について

海外救援金に対する紺綬褒章（状）の授与の要件と申請にかかる提出書類については、現行の日本赤十字社に対する事業資金の寄付における要件等と同様です。

2. 候補者の推薦手続き等について

(1) 推薦手続きについて

海外救援金としての寄付金は、本社において被災者救援資金として使用されますが、「支部で受付けた救援金」及び「本社で受付けた救援金のうち個人住民税の取り扱いとなった寄付金」（該当者については本社から関係支部へ報告しているもの）については、いずれも支部管内の居住者からの寄付金であり、支部長名の領収書が発行されていること、また、当該寄付者については赤十字事業への関心が高い方々であり、表彰手続きや贈呈式の実施などを通じて、今後、支部事業資金への勧奨が可能となり、支部における社資増募が大いに期待されることから、これまでの支部に対する事業資金の推薦手続きと同様に、支部が都道府県を経由して申請すること。

(2) 表彰の対象者

支部が都道府県を経由して申請手続きを進める表彰の対象者は、本年5月29日に募集を開始したジャワ島中部地震災害救援金以降の協力者とする。

3. 厚生労働大臣感謝状の申請手続きについて

厚生労働大臣感謝状については、昭和59年の本贈呈制度発足当初から、海外救援金協力者及びNHK海外たすけあいキャンペーン協力者についても対象とされているところですが、実際には、これら被表彰者については該当支部から本社への寄付実績報告に基づき、本社が受付けた寄付者として申請してきたところです。

本感謝状の贈呈者については、支部あてに寄付を寄せられた該当者が相当数おり、上記2の(1)の場合同様に、支部における社資増募が大いに期待

されることから、今後は「支部で受付けた海外救援金及びNHK海外たすけあい救援金」及び「本社で受付けた救援金のうち個人住民税の取り扱いとなった寄付金」（該当者については本社から関係支部へ報告しているもの）の協力者については、支部の被表彰候補者として取り扱い、本社あて内申すること。

また、表彰対象者は紺綬褒章と同様、ジャワ島中部地震災害救援金以降の協力者としますが、該当者への受章意思の確認を行うことについては、これまでの取り扱いと同様であること。

[参考]

本社が受付けたジャワ島中部地震被災者救援金のうち、個人住民税に係る寄付金控除対象者については、次の通知により該当支部あて報告済みであること。

- ・平成18年6月16日付組指第251号
- ・平成18年7月11日付組指第288号
- ・平成18年8月4日付組指第317号